

電子保証の導入

建設工事、建設コンサルタント業務における契約保証、前払金保証（中間前払金保証含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

※電子保証導入後も、従来どおり紙による保証証書の提出も可能です。

1 電子保証の対象

令和6年10月16日以降に契約締結を行う建設工事、建設コンサルタント業務委託

対象となる保証機関

【契約保証】

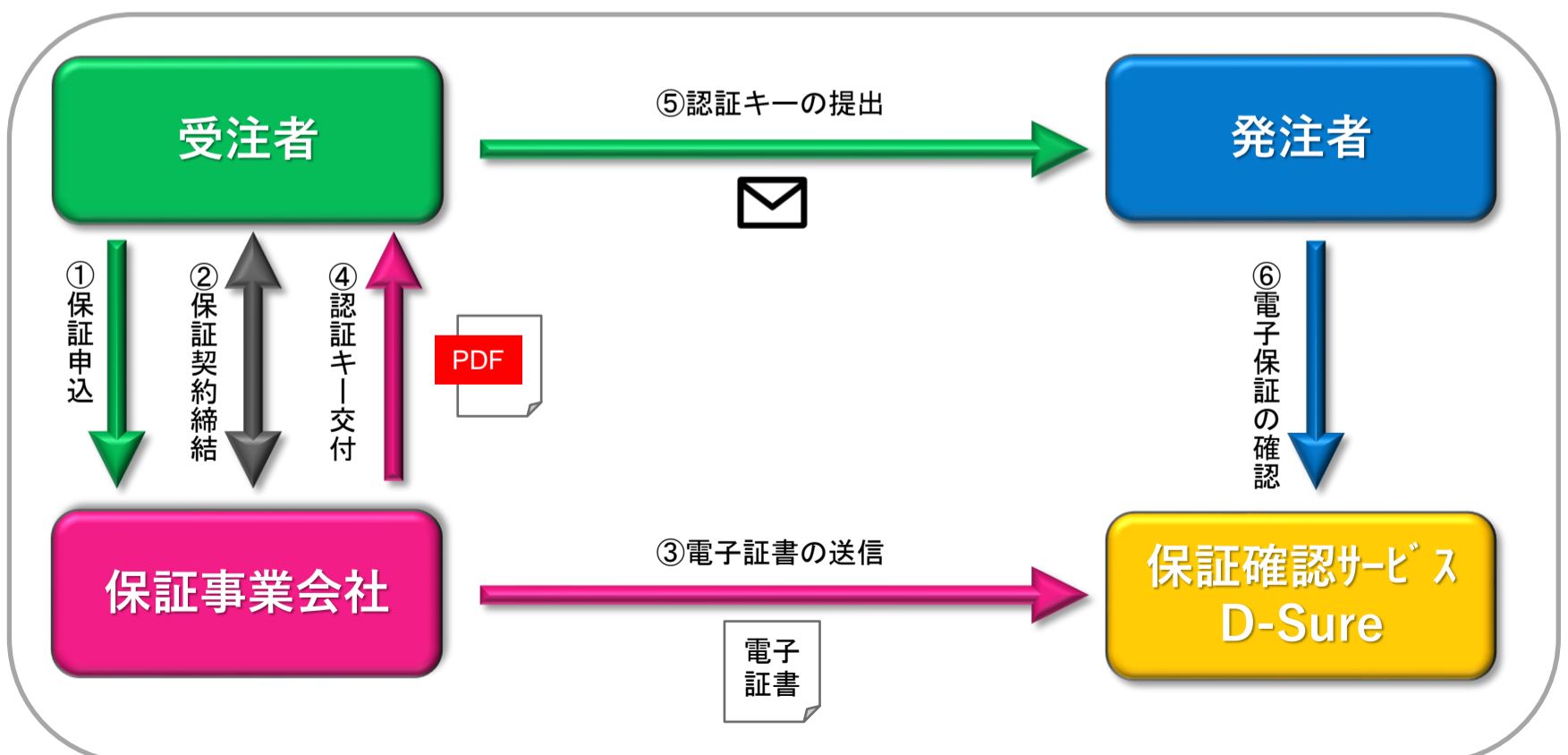
- ・東日本建設業保証株式会社などの保証事業会社
- ・損害保険会社（証券の電子化が可能な損害保険会社）

【前払金保証・中間前払金保証】

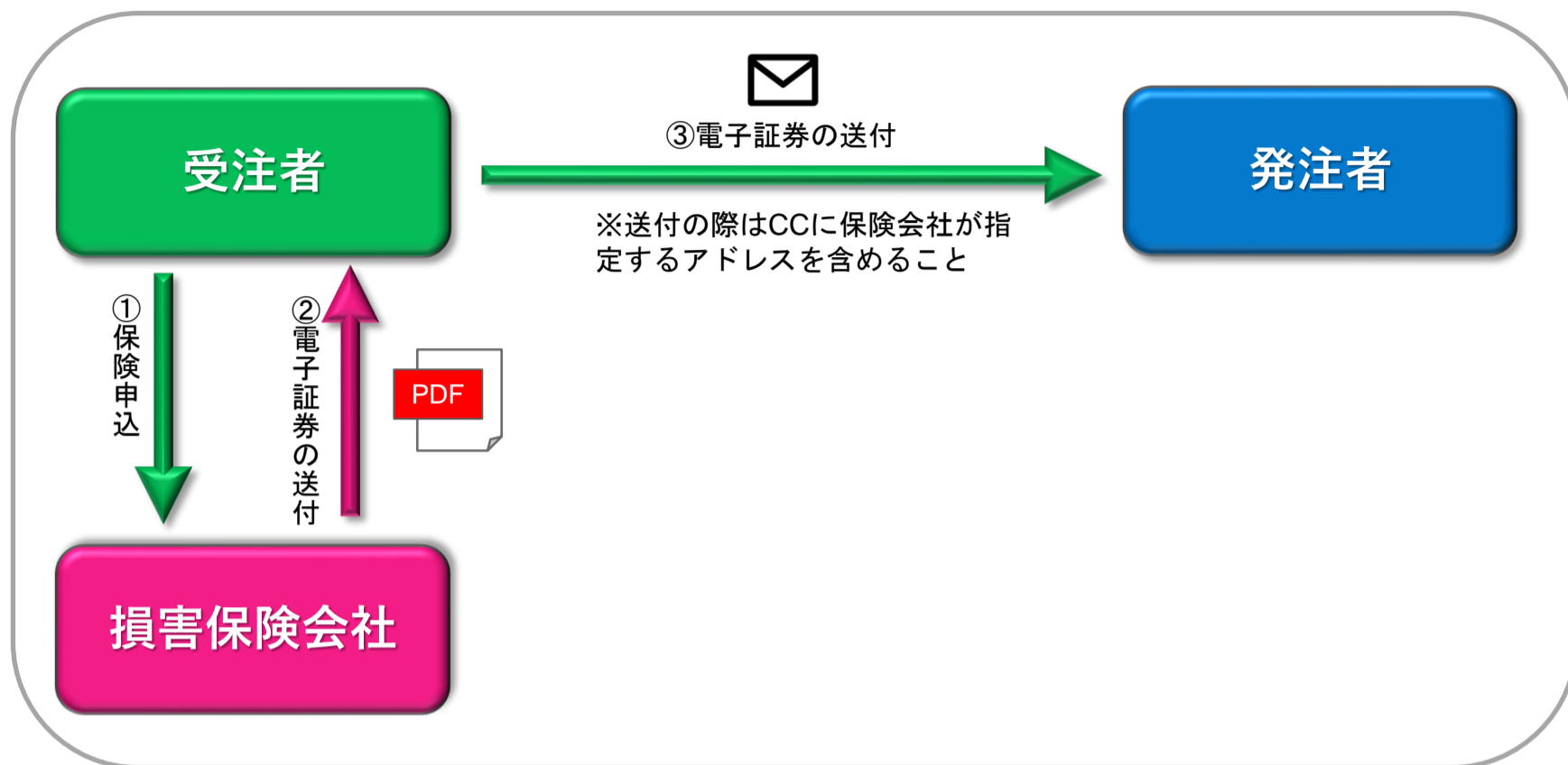
- ・東日本建設業保証株式会社などの保証事業会社

2 電子保証のフロー

○保証事業会社の場合



○損害保険会社の場合



3 保証書等の提出方法

○保証事業会社の場合

保証事業会社から発行された「認証キー」を関市へ提出

・提出方法 電子メール、ファックス、書面

・提出先

「契約保証」

→

契約検査課

メールアドレス dkeiyaku@city.seki.lg.jp

ファックス番号 0575-23-7747

「前払金保証・中間前払金保証」

→

設計担当課

※連絡先は契約検査課へお問い合わせください。

○損害保険会社の場合

損害保険会社から発行された「保険証書又は保険証券（PDF形式）」及び「パスワード」をメールで関市へ提出

※CC欄に保険会社が指定するメールアドレスを入力してください。保険会社によって、取り扱いが異なる場合があるので、詳しくは各保険会社へお問い合わせください。

・提出方法 電子メール

・提出先

「契約保証」

→

契約検査課

メールアドレス dkeiyaku@city.seki.lg.jp